

佐久市英語教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市立小学校及び中学校（以下「市立小・中学校」という。）における英語教育の充実を図るため、佐久市英語教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 佐久市英語教育推進計画の策定に関する事項
- (2) 児童生徒の英語力の向上を図る施策等の総合的な推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、英語教育の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育長
- (2) 市立小・中学校の代表校長
- (3) 英語教育について識見を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めるこ

とができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。